

学校法人のガバナンスに関する有識者会議

- 公益法人としての学校法人制度について、令和元年の私立学校法改正や社会福祉法人制度改革、公益団・財団法人制度の改革を踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のための検討を行うため、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を開催する。
- 内閣府で開催される「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」における公益団・財団法人のガバナンス機能の発揮のための制度見直しの検討動向も踏まえる。

経済財政運営と改革の基本方針2019（抄）（令和元年6月21日閣議決定）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

審議状況

令和2年

- 第1回（1月17日）意見交換
- 第2回（2月28日）・第3回（5月20日）個別事案の検討、大阪府ヒアリング
- 第4回（7月17日）主な意見の確認
- 第5回（8月24日）認証評価について
- 第6回（10月5日）内閣府ヒアリング
- 第7回（10月28日）意見交換
- 第8回（11月19日）大学団体ヒアリング
- 懇談会（12月10日）海外事情について

令和3年

- 第9回（1月21日）骨子案の審議
- 第10回（2月24日）・第11回（3月2日）取りまとめ案の審議

委員一覧

- | | |
|--------|---------------------------|
| ◎能見 善久 | 東京大学名誉教授 |
| 井原 徹 | 学校法人白梅学園理事長 |
| 岡田 譲治 | 日本監査役協会前会長・最高顧問 |
| 梶川 融 | 太陽有限責任監査法人代表社員・会長 |
| 北城 恪太郎 | 学校法人国際基督教大学前理事長、日本IBM元会長 |
| 酒井 邦彦 | TMI法律総合事務所弁護士、元広島高等検察庁検事長 |
| 野村 修也 | 中央大学法科大学院教授 |
| 長谷山 彰 | 慶應義塾長 |
| 八田 進二 | 青山学院大学名誉教授、大原大学院大学教授 |
| 両角 亜希子 | 東京大学大学院教育学研究科准教授 |

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年5月24日法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成31年4月10日
衆議院文部科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長又は理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事が繰り返されることのないよう、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日
参議院文教科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。